

健衛発0428第3号
平成27年4月28日

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長
各生活衛生同業組合連合会の長

殿

厚生労働省健康局生活衛生課長
(公印省略)

生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業の実施について

近年の生活衛生関係営業を取り巻く構造的な悪循環から脱却し、生活衛生関係営業における業の強みを活かした好循環構造の定着・促進を図るため、「生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業実施要領」を定めたので、これにより事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

別 紙

生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業実施要領

1 目的

近年の生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）を取り巻く環境は、国民生活、消費者ニーズの多様化・高度化や市場における競争の激化などの構造的な変動に加え、小規模零細・家族経営であるがゆえの経営基盤の脆弱性により、経済成長の成果が行き渡っていないばかりか、景況は依然として厳しい状況にある。このため、後継者不足、商店街の衰退、設備投資意欲の減退が発生し、さらに経営を厳しいものにさせる悪循環が発生している。

この生衛業を取り巻く構造的な悪循環から脱却し、業の活性化及び持続的発展を図り生衛業の好循環構造の定着・促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業は、生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）及び全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）において実施する。

3 事業内容

（1）連合会が行う事業

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第 56 条の 2 に規定する振興指針の課題等を踏まえつつ、各業種の強みを活かした業の好循環構造の定着・促進のための計画を策定する事業を行う。

[想定される計画中の項目例]

・業界の現状把握

内的要因（強み・弱み、後継者難等）

外的要因（景況、消費者ニーズの変化等）

要因に伴う現状（景況悪化、離廃業の増加等）

※いずれも数値データで補強することが望ましい。

・これまでの取組と評価・分析

これまで実施した事業の効果検証（好事例の集約等）

・現況を踏まえた課題の抽出

早急に取り組むべき課題（サービスの生産性向上及び従業員の待遇向上を含む。）

長期的な課題

・課題に対する対応方針

将来予測も含めた課題に対する対応方針の策定

目指すべき業の方向性の提示

・具体的施策

対応方針に基づく具体的な施策（早急に実施すべきもの・長期的に取り組むべきもの）
具体的施策に係る工程表 等

（2）全国指導センターが行う事業

連合会が行う本事業に対する起草支援やアドバイス等の指導・支援、全国的な状況把握のための調査・集約・分析等を行い、全国指導センターの持つシンクタンク機能を活かして本事業の円滑な実施を支援する。

4 その他

（1）多様な関係者の参画

本事業の実施に当たっては、会員内での事業実施とならぬよう、利用者・消費者の意見を聴取するとともに、関係機関である行政機関、地域金融機関や政府系金融機関等の知見を積極的に活用し、第三者となる有識者及び中小企業診断士、税理士等専門家の意見を踏まえるなど、多様な関係者の参画を図ることとする。

（2）経費

本要領に基づく事業に要する経費については、別に定める生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱により、予算の範囲内で補助を行う。

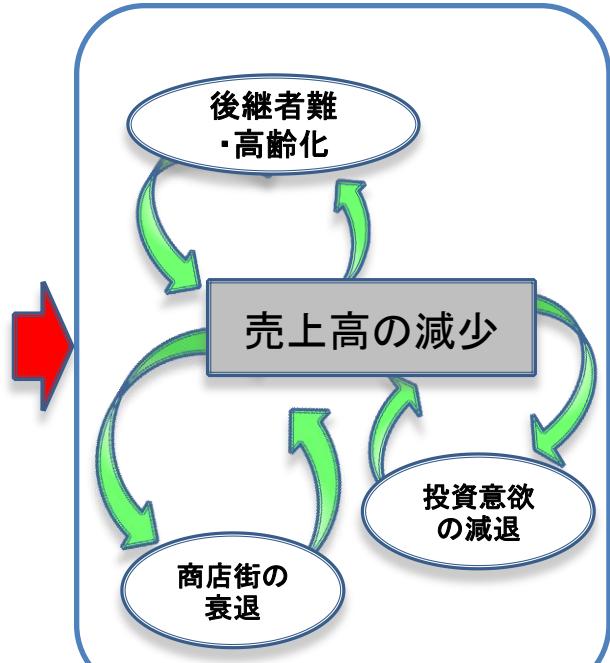
5 この要領は平成27年4月1日より適用する。

好循環の促進

生衛業は国民生活に密着したサービスを提供し、事業所数及び従業員数も全産業に占める割合も高く、地域の核となる重要な産業であり、雇用の受け皿ともなっている。また、生衛業は女性・若者の起業割合が全産業と比して高く、創業意欲が強い分野である。

そこで、生衛業を取り巻く構造的な悪循環から脱却し、業界を活性化し、持続的発展を後押しするため、生衛業の強みを活かし、全国生活衛生営業指導センターの指導のもと、各生活衛生同業組合連合会により、業の特殊性を活かした計画を策定し、好循環構造の定着・促進を図る。

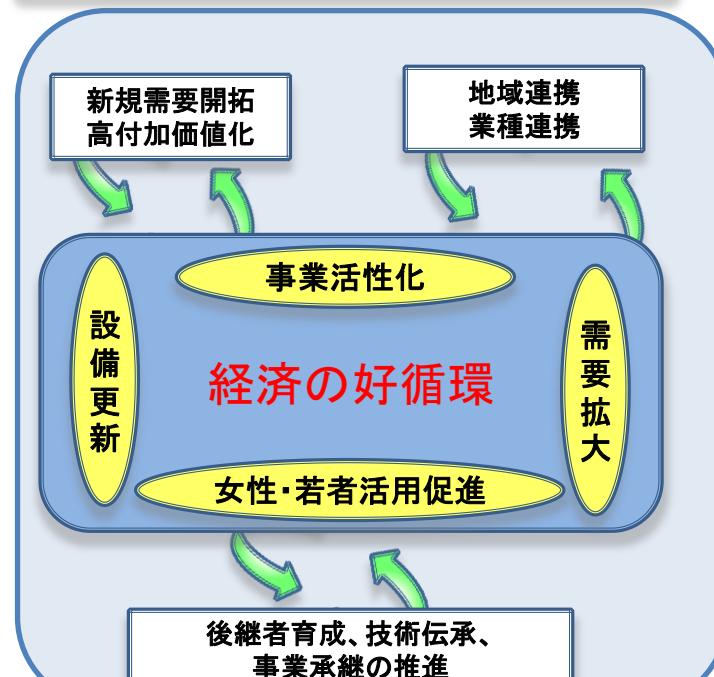
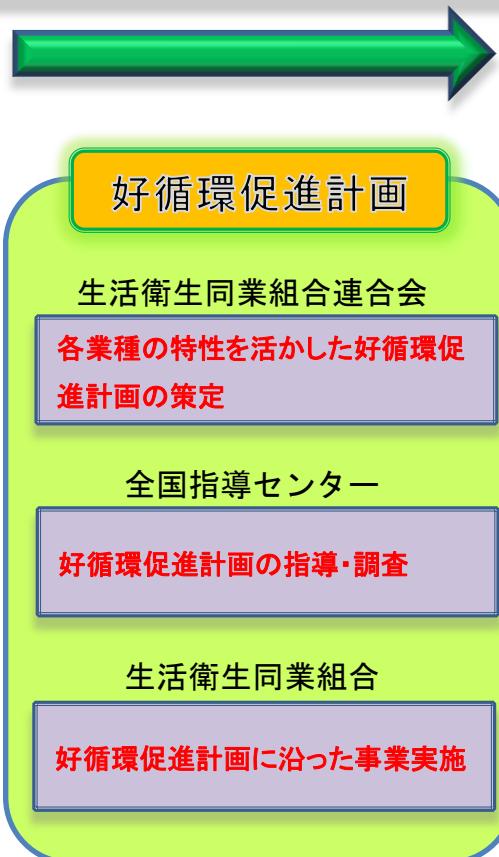
生衛業をめぐる構造的な悪循環



大規模チェーン店、コンビニとの競争の激化

中小零細、経営基盤脆弱

生衛業の好循環構造



事業の持続的発展

生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業 ～イメージ案～

業界の現状把握

- 内的要因(強み・弱み、後継者難等)
- 外的要因(景況、消費者ニーズの変化等)
- 要因に伴う現状(景況悪化、離廃業の増加等)
※いずれも数値データで補強するのが望ましい。

これまでの取組と評価・分析

- これまで行ってきた取組の効果検証

現況を踏まえた課題の抽出

- 早急に取り組むべき課題
- 長期的な課題

課題に対する対応方針

- 将来予測も含めた対応方針の策定
- 目指すべき業界の方向性の提示

具体的施策

- 対応方針に基づく具体的な施策(早急に実施すべきもの・長期的に取り組むべきもの)
- 具体的施策に係る工程表

※計画策定に当たっては、業界内部のみで行うのではなく、外部有識者等、多様な者を含めて検討することとする。